

Q6-4 確定申告形式について教えてください。

台湾における法人税額の計算は、日本と同様、会計帳簿に基づき、税務上必要な加算、減算を行い、課税所得を計算し、それに税率を適用して税額を計算するのが原則的な方法です。自社で申告書を作成し、申告を行うこともできますが、会計士その他の代理人に申告を委託することもできます（所得税法第 102 条第 1 項）。